規制のサンドボックス制度に基づき、「SMS を利用した債権譲渡通知に関する実証」が認定されました。

株式会社リンクスが、新技術等実証制度(「規制のサンドボックス制度」)に基づいて申請した「SMS を利用した債権譲渡通知に関する実証」に関する新技術等実証計画(以下「実証計画」という。)に対して、本日、主務大臣である法務大臣及び経済産業大臣が認定しました。

この実証計画では、債権者が債権を譲渡した場合の通知について、債権譲渡人は電子内容証明郵便等により通知を行うとともに、それと同一の内容を申請者が提供するクラウドサービスである「SMAPS」を利用して、SMS(ショートメッセージサービス)により通知します。

申請者は、同サービスにおいて、通知した文書データとともに、SMS 受付日時、SMS 送信・到達日時、債務者のアクセス日時等の通信記録を5年間保管します。また、債権譲渡人はこれらの情報を同サービスにおいて閲覧可能であり、申請者に対して記録証明証の発行を請求することができます。

実証を通じて、既存の確定日付のある証書による通知と比較しつつ、本サービスにおける SMS による通知におけるデータの真正性等、参加者等の利便性、ニーズ等について確認します。(※実証計画の概要は資料 1 のとおり)

「規制のサンドボックス制度」において、民法分野の実証計画を主務大臣が認定するのは、これが初めてとなります。

【参考】

規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房(日本経済再生総合事務局)に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。(規制のサンドボックス制度の仕組みは、資料2のとおりです。)

【問合せ先】

内閣官房 日本経済再生総合事務局(新技術等社会実装推進チーム)

担当:田邉、浦野

03-5253-2111(内線 84834)、03-3581-0769(直通)

【主務省庁 問合せ先】

法務省 民事局参事官室

担当:淺野

03-3580-4111(内線 5885)、03-3592-7114(直通)

経済産業省 商務情報政策局情報産業課

担当:飛世、高野、月岡

03-3501-1512(内線 3981)、03-3501-6944(直通)

【認定事業者 問い合せ先】

株式会社リンクス

担当:赤星

03-5207-8790

(以上)